





## リサイクルマークのこと

様々な容器には、容器リサイクル法に定められたリサイクルのためのマークが表示されていますが、市町村・地域によって、リサイクルできる場合とできない場合があります。

木曽でも、マークがあってもリサイクルできないものがあり、マークで分別すると間違ってしまうことがあります。代表的な5種類のマークについて分別の仕方・出し方を説明させていただきます。

	<p>ジュースなどのアルミ缶に表示されています。</p> <p><b>分別の仕方・出し方</b> (下のどちらの方法でも出せます)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の金物と一緒に不燃ごみ指定袋で金物の収集日に出して下さい。 →クリーンセンターで資源化されます。</li> <li>② マークのある物だけをPTAなどの地区の回収に出して下さい。</li> </ul>
	<p>コーヒーなどのスチール缶に表示されています。</p> <p><b>分別の仕方・出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の金物と一緒に不燃ごみ指定袋で金物の収集日に出して下さい。 →クリーンセンターで資源化されます。</li> </ul>
	<p>お菓子の箱やカップめんのフタなどの紙製の包装容器に表示されています。</p> <p><b>分別の仕方・出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マークだけでは判断することができませんので、「紙のリサイクル」と同じ分別で出して下さい。</li> </ul> <p>例) ダンボール製容器 → ダンボールに分別          普通の包装紙・紙箱 → その他紙・雑がみに分別          裏が銀紙の容器 → リサイクルできません → 燃えるごみ          防水加工の容器 → リサイクルできません → 燃えるごみ</p>
	<p>色々なプラスチック製の容器包装に表示されています。</p> <p><b>分別の仕方・出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マークがあればリサイクルできます。 プラ容器の回収日に黄色い指定袋で出して下さい。</li> <li>× マークのないプラは燃えるごみです。</li> </ul>
	<p>ペットボトル製の容器に表示されています。</p> <p><b>分別の仕方・出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マークがあれば、飲料・食品・化粧品の容器の場合はリサイクルできます。 ラベルとキャップを取り、ペットボトルリサイクルに出して下さい。</li> <li>△ 飲料・食品・化粧品ではない容器にマークがある場合は、判断が難しいので、クリーンセンターにお問い合わせください。</li> </ul>

※) 汚れている物はリサイクルできません。洗う、拭き取るなど、綺麗にして乾かして出して下さい。

※) この通知は家庭用です。事業活動に伴うごみには適用されません。

その他、ご不明な点は、クリーンセンター、又は町村役場にお問い合わせください。

